

四、市會に多數傍聴せしめ反對氣勢を反映せしむること
五、一月二十四日夜全從業員大會を開催すること

六、官民合同反對同盟の結成

從業員の反對運動を統制する爲め本同盟を組織し、舊社民系労働團体と提携して共同闘争をなすこと、而して其の規約を別紙の通決定したのである。

七、第三製鋼從業員大會

一月二十二日夜大谷會館に開催出席者四百六十余名に達し左の事項を協議し決定す。

- 一、合同反対々策委員會の決定せる條項を説明して可決す
- 二、各係より代表委員二、三名宛選出して委員會を組織すること

三、舊社民黨系四派と共同闘争をなすこと

- 四、各工場より委員二名宛選出上京せしめ勞務部長を激励

財團協調會福岡出張所

すると共に既得権の確保運動を行ふこと、

五、商相、藏相、及び中井長官に決議文（別紙の通）を、

第二區選出各代議士に絶対反対の電報を送ること、

六、闘争資金を必要に應じ各自支出すること、差當り各自本給の二歩宛據出すること、

七、市長、市會議長並に公新會（政民兩黨の市政上に於ける團体）に對し合同絶対反対の決議文を手交すること。

八、全從業員大會

一、合同反対の理由として、ボロ會社の救濟、金融資本の覇權確立、官業の民營化、營利經營化、福利施設の低下、共濟組合の不安、職夫制度の劣悪化、政黨化、等